中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理·運営業務 民間競争入札実施要項(案)に対する意見募集結果

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項案の修正
1	要項 P10	の評価項目	120点と設定されていますが、今回の対象業務につきましては、業務範囲等も多岐にわたるため、「創意工夫を最大限に発揮した提案を高く評価する」という市場化ナストの趣旨・観点から、配点について現行水準よりも高く設定することをご提案いたします。	本業務は、必須項目(100点)を満た せば履行可能と考えておりますの で、それを考慮し加点項目の点数 割合を設定しています。なお、民間 事業者から提案された「質の向 上」、「コスト削減」に関する企画提 案については、現状の加点項目審 査により民間事業者の創意工夫を 取り入れた質の維持向上が図られ ると考えております。このため、原 案どおりとします。	
2	要項 P15		談合等の不正行為があった場合 の措置について盛り込むことをご 提案いたします。	要項P17(7)契約に基づき事業者が 講ずべき措置③契約解除(ア)によ り、公共サービス改革法第22条第1 項第1号又は同項第2号に該当する ときは、契約解除をすることができ ることとなっております。同法第22 条第1項第1号イに「偽りその他不正 の行為により落札者となったとき。」 と規定されておりますので、提案い ただいた件は既に盛り込まれてい ると考えております。	
3	要項 P17	11.(7)値契約解除 時の取扱い	違約金額について、それぞれ100 分の10相当とありますが、水準が 高額過ぎないでしょうか。	本業務では「契約金額の100分の10 に相当する金額を違約金」として設 定しているところですが、他機関の 状況も踏まえ適正な水準であると考 えております。	
4	要項 P40	施状況に関する	それぞれの業務における直近3ヵ 年の経費の記載がありますが、平 成24年度の委託業務に新たに追 加された仕様がございましたら、そ の内容について教えてください。	各業務について追加された仕様内容はありません。 ただし、統括責任者業務は、今回新たに設けた業務です。そのため、「従来の実施状況に関する情報の開示」には含まれておりません。	
5	資料 P73	資料1統括責任者 業務	統括責任者および補助者について、常駐が必要との記載がございませんが、その理由を教えてください。	統括責任者業務は、資料1統括責任者業務仕様書の3及び4により、中央水産研究所横浜庁舎にて開所日における8時から17時までの勤務となっております。なお、監督職員と各業務間の連絡調整が主たる業務となるため、24時間365日常駐とはしておりません。	
6	資料 P77		常駐技術者について、業務経験年数の定めがございませんが、業務品質向上の観点から、一定年数の業務経験を用件に加えることをご提案いたします。	資料2建築保全業務特記仕様書の 4.(7)業務者の区分1)の①保全技師 I ②保全技師補③保全技術員と は、1)に記載のとおり、建築保全業 務積算基準の表2.1 技術者区分に よるものとされており、同表では、当 該技術者区分の技能・実務経験保全 が定められております。例えばに基 が定められておりまであるがに基 づく技能・実務経験並びに第3種 気主任技術者以上が要件となりま す。このため、提案いただいた件は 既に盛り込まれていると考えており ます。	

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項案の修正
7	資料 P246		建築保全業務仕様書に定期点検対象設備項目に昇降機設備が記載されていません。 根拠法令(P-246) No18項建築基準法(第12条)エレベータ保守点検は記載されていますが点検周期は別途と記載されております。今回、昇降機点検は建せてください。また、必要資格がありましたらご提示してください。		資料P244~246 資料2建築保全業務第8章法令 点検業務一覧 No.5の業務内容【定期清掃】の備 考欄に「清掃業務にて対応」を追 記。 No.6の備考欄に「別途契約案件」 を追記。 No.8の備考欄に「別途契約案件」 を追記。 No.10の業務内容【定期清掃】の備 考欄に「清掃業務にて対応」を追 記。 No.18の点検周期欄の「別途」を「1 M」に修正。備考欄に「別途契約 案件」を追記。 No.18の点検周期欄の「別途」を「1 M」に修正。備考欄に「別途契約 案件」を追記。
8		別添 従来の実 施状況に関する 情報の開示 資料6自動ドア保 守点検業務		回はこれら業務を包括的に契約す	
9	P325	資料4清掃業務 6.2)日常清掃業務 -その2 資料5植栽管理業 務	建屋廻りの外構の清掃について、 1回/日塵芥の拾い掃きが必要ではないでしょうか。	外構の塵芥の現状を考慮し、原案 どおり、「玄関先外周り 週2回」、 「玄関先外周りを除く敷地内 月2 回」とします。	